

水先法施行令の一部を改正する政令案参照条文

水先法（昭和二十四年法律第二百一十一号）（抄）

（水先区）

2 第十一条 水先区の名称及び区域は、政令で定める。

2 （略）

（強制水先）

第十三条 次に掲げる船舶（海上保安庁の船舶その他国土交通省令で定める船舶を除く。次項において同じ。）の船長は、水先区のうち政令で定める港又は水域において、その船舶を運航するときは、水先人を乗り込ませなければならない。ただし、日本船舶又は日本船舶を所有することができる者が借入れ（期間よう船を除く。）をした日本船舶以外の船舶の船長であつて、当該港又は当該水域において国土交通省令で定める一定回数以上航海に従事したと地方運輸局長（海運監理部長を含む。以下同じ。）が認めるもの（地方運輸局長の認定後二年を経過しない者に限る。）が、その船舶を運航する場合は、この限りでない。

一 日本船舶でない総トン数三百トン以上の船舶

二 日本国の港と外国の港との間における航海に従事する総トン数三百トン以上の日本船舶

三 前号に掲げるもののほか、総トン数千トン以上の日本船舶

2 前項の政令で定める港又は水域のうち政令で定めるものについては、同項各号に掲げる船舶の範囲内において、当該港又は当該水域における自然的条件、船舶交通の状況、水先業務の態勢その他の事情を考慮して、政令で、同項本文の水先人を乗り込ませなければならぬ船舶を別に定めることができる。この場合において、同項本文の規定は、当該港又は当該水域においては、当該政令で定める船舶以外の船舶については、適用しない。

水先法施行令（昭和三十九年政令第三百五十四号）（抄）

（水先区の名称及び区域）

第一条 水先法（以下「法」という。）第十一条第一項の水先区の名称及び区域は、別表第一のとおりとする。

（強制水先の港及び水域の名称及び区域）

第二条 法第十三条第一項の規定により船舶に水先人を乗り込ませなければならない港及び水域の名称及び区域は、別表第二のとおりとする。

（強制水先の特例）

第三条 法第十三条第二項の政令で定める港及び水域は、別表第二の横浜川崎区、東京湾区、伊勢三河湾区、大阪湾区、備讃瀬戸区及び来島区並びに同表の関門区の区域のうち港則法（昭和二十三年法律第七十四号）第十二条の規定により国土交通省令で定める航路の区域（以下「関門港航路区域」という。）とし、当該港及び水域において水先人を乗り込ませなければならぬ船舶は、横浜川崎区にあつては総トン数三千トン以上の船舶及び総トン数三千トン未満の船舶であつて原油、液化石油ガスその他の国土交通省令で定める危険物を積載しているもの、東京湾区、伊勢三河湾区、大阪湾区、備讃瀬戸区及び来島区にあつては総トン数一万トン以上の船舶、関門港航路区域にあつては総トン数一万トン以上の船舶及び総トン数一万トン未満の船舶であつて関門区の区域を通過しないものとする。

別表第一（第一条関係）

水先区の名称	区	域
（略）	（略）	（略）
関門水先区	山口県網代鼻から福岡県妙見崎まで引いた線、同県部埼から百五十五度五千メートルの地点まで引いた線、同地点から二十四度十分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに関門港の区域に属する河川水面（相割川水面を除く。）	
（略）	（略）	（略）



港則法（昭和二十三年法律第七十四号）（抄）

（びよう地）

第五条 特定港内に停泊する船舶は、国土交通省令の定めるところにより、各々そのトン数又は積載物の種類に従い、当該特定港内の一定の区域内に停泊しなければならない。

2）7（略）

（航路）

第十二条 雑種船以外の船舶は、特定港に出入し、又は特定港を通過するには、国土交通省令の定める航路（以下第三十七条までにおいて単に「航路」という。）によらなければならない。但し、海難を避けようとする場合その他やむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）（抄）

（港区）

第三条 法第五条第一項の規定による特定港内の区域及びこれに停泊すべき船舶は、別表第一の通りとする。

（航路）

第八条 法第十二条の規定による特定港内の航路は、別表第二の通りとする。

別表第一

港の名称	港区	境	停泊すべき船舶
（略）	（略）	（略）	（略）
関門	（略）	（略）	（略）
第一区		牧山信号所から二百五十四度千六百八十メートルの地点から二十度に引いた線（以下D線という。）及び陸岸により囲まれた海面（航路を除く。）	

別表第二 (略)

(略)					
(略)	若松区				
(略)	第六区	第五区	第四区	第三区	第二区
	(略)	(略)	若松港口信号所から二百三十七度三十分二千六百二十メートルの地点から百三十三度に引いた線(以下G線という。)、響灘大橋、F線及び陸岸により囲まれた海面(航路を除く。)	若戸大橋南側線(以下F線という。)、E線及び陸岸により囲まれた海面(航路を除く。)	牧山信号所から三百五度に引いた線(以下E線という。)、D線及び陸岸により囲まれた海面(航路を除く。)
(略)	(略)		各種船舶及び危険物を積載した船舶。ただし、けい留施設にけい留する場合に限る。		